

## 0歳のお子様のパパ・ママ

## 赤ちゃんにっこり応援金



1歳未満の乳児の保護者のかたに、育児用品や育児支援サービスを市内で購入、レンタル及び利用した金額分を上限額まで「赤ちゃんにっこり応援金」として支給します

## 上限額

対象乳児  
おひとりにつき第1子  
第2子

1万円

※所得制限額があります

第3子  
以降

2万円

※所得制限なし



## 対象者

以下の要件を  
すべて満たすかた

- ✓ 申請及び請求時に乳児・保護者ともに市内に住所を有するかた
- ✓ 1歳未満の乳児の保護者

&lt;対象乳児が第1・2子の場合のみ&gt;

- ✓ 誕生日による申請者及び配偶者の市(区)民税所得割額の合計が174,000円未満のかた
- ※市(区)民税所得割額確認年度は裏面c参照



## 対象品目

原則市内店舗のみ対象  
(レンタル・母乳育児支援は市外可)

## ①育児用品

※ベビー(子ども)用と判断できるものに限り  
ます  
※出生前(おおむね10ヶ月以内)の購入品も対象となります  
(例) ベビーベッド、布団、ベビーゲート、ジョイントマット、抱っこ紐、ベビーカー、ベビーチェア、チャイルドシート、子ども乗せ自転車、おむつ、ミルク、搾乳機、ベビーフード、服、ベビーバス、衛生用品、ケア用品、おもちゃ、絵本、その他育児関連グッズ

## ②育児支援サービス

※以下に記載のものに限り  
ます  
母乳育児支援/産後ケア(骨盤矯正・マッサージ)/ベビーシッター  
写真スタジオでの記念撮影



## お手続き方法

## 必要書類

## (1)対象品目の領収書(レシート)

※商品名、購入(利用)日、店舗名の記載があるもの  
※提出原本は原則返却しません。返却希望の場合は原本とコピーを添付ください。(原本返却まで2ヶ月程度)

&lt;基準日に保護者が市外在住の場合&gt;

## (2)所得証明書または課税証明書

※市(区)民税所得割額の記載のあるもの(コピー可)  
※基準日および必要年度については裏面c参照

&lt;郵送または窓口申請の場合&gt;

## (3)交付請求書(申請書兼交付請求書)

※窓口での記入も可能です

## 申請期限

## 1歳の誕生日の前日(消印有効)

※令和3年4月現在コロナウイルス拡大の影響で申請及び購入等の期限を120日延長しています。  
※転入者の方はお子さまの1歳の誕生日の前日または転入日から120日を経過する日まで申請が可能です

## 申請方法

- ◆ 必要書類をご用意の上、いずれかの方法で申請ください。

WEB



必要書類(1)(2)必要な方のみ画像をご用意いただき、スマートフォン、パソコンから申請が可能です。詳しくはチラシ見開き、またはHPをご確認ください

窓口

<受付先>  
子育て支援課(第二庁舎4階)/各支所/  
地域保健センター/  
川口駅前行政センター

郵送

&lt;郵送先&gt;※切り取ってご利用ください

〒332-8601  
川口市青木2-1-1  
子育て支援課 手当係宛  
赤ちゃんにっこり書類在中

- ◆ 申請受領日の翌月末に指定口座へ振込みます。  
※所得超過などを理由に交付却下(対象外)となる場合はその旨を通知します  
※不足書類等の不備がある場合、必要書類全てが提出された日を受領日とします



以下の書類の画像データを写真またはPDFファイルでご用意ください。

### (1)対象品目の領収書(レシート)

原則 **市内店舗**のみ(レンタル・母乳育児支援は市外可)

<基準日に保護者が市外在住の場合>

### (2)所得証明書または課税証明書

※市(区)民税所得割額の記載のあるもの

※基準日および必要年度については裏面参照

#### ◎領収書(レシート)撮影時の注意点

- ✓ 店舗名、商品名、金額がみえるように撮影してください(お品代不可、商品名等の記載がない場合、余白に具体的な商品名を原本に記載してから撮影)
- ✓ レシートが複数枚の場合、必要箇所が重ならないように並べ、添付画像が1枚(最大3枚)におさまるように撮影してください
- ✓ 対象品目以外が含まれる場合はレシート原本の対象品目箇所にマーク(ラインや○をつける)をしてから撮影してください。
- ✓ 撮影後の画像データの**加工はしない**てください

二次元バーコード、または下記URLから、申請フォームにアクセスし必要事項を入力の上、手順①でご用意いただいた画像データを添付してください。



URL <https://logoform.jp/f/Xnw9B>

\*ブラウザにInternet Explorerをお使いの場合は、動作が遅くなることがあります。

\*本サイトは無料でご利用いただけますが、通信料はご申請者様のご負担となります。

申請後、送信完了メールがご入力いただいたアドレス宛に届きます。

\*申請がうまくできない場合は、お手数ですが郵送など別の手段での申請をお願いいたします。

\*Gmailをご利用の方、その他一部のメールアドレスでは迷惑メールフォルダに自動的に保存される場合がありますのでご注意ください。

\*申請内容に不備がある場合は、ご入力いただいたメールアドレスまたは郵送にてご連絡いたします。(不備がある場合、必要書類全てが提出された日を申請日とします。)

申請内容を審査後、以下の期間までに結果を郵送にて通知します。

● 交付決定 ▶申請日の翌月末(併せて指定口座へ振り込み)

● 交付却下 ▶申請日の翌月中旬

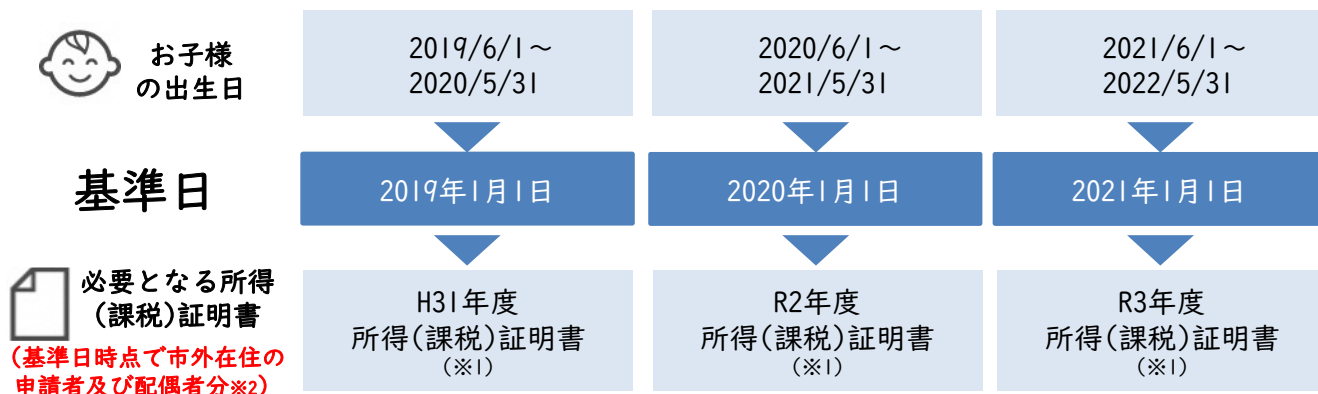
※所得超過などを理由に交付却下(対象外)の場合はその旨を郵送にて通知します。

※画像データの加工が確認された場合、**添付書類の原本提出を求める場合**がありますので、結果通知まで原本は必ず保管ください。

## 郵送・窓口申請時の注意事項

- 申請者(保護者)と口座名義人は**同一名義**にしてください。
- 申請者欄の電話番号は**日中つながりやすい番号**にしてください。  
(不備があった場合、ご連絡します)
- 対象乳児が第1・2子のかたは所得証明書の必要可否を裏面で確認してください。
- 添付する領収書・レシートは原則**市内店舗**のみです(レンタル・母乳育児支援は市外可)

**基準日時点で川口市外在住の保護者**がいる場合は、所得(課税)証明書の提出が必要となります。必要年度の所得(課税)証明書を基準日にお住いの市区町村で発行してください。



(※1) 自治体によって証明書の名称が異なりますので、発行前に市(区)民税所得割額、扶養人数、諸控除額が記載されているかご確認ください。

(※2) 配偶者が扶養に入っている(配偶者控除が適用されている)ことが確認できれば、配偶者の証明書は省略できます。配偶者特別控除の場合は配偶者の証明書も必要です。

(※3) 源泉徴収票、確定申告の控え、住民税決定通知書などでは受付できません。

(※4) 申請者及び配偶者の市(区)民税所得割額の**合算が174,000円以上の場合は交付対象外**となります。

## d よくあるご質問

Q

レシートは返却されますか？  
されない場合原本は提出したくないのですが。

A

WEB申請であれば原則原本の提出は不要です。(後日原本提出を求める場合がありますので結果通知が郵送されるまで原本は保管ください)  
窓口・郵送で提出された場合は原則返却しませんが、返却希望の場合は原本と併せてコピーをご提出ください。郵送の場合原本返却まで2ヶ月程度かかります。お急ぎの際は窓口までお持ちいただければ原本をその場で確認しコピーのみお預かりします。

Q

インターネット通販で購入したものは対象になりますか？

A

インターネットで購入された場合も市内店舗に限り対象となります。領収書の発行元が市内住所であれば対象となりますが、本社やEC事業部等で市外住所となる場合は対象外となります。なお、レンタルの場合は市外も対象です。

Q

対象品目以外のものを一緒に買っているレシートでも申請できますか？

A

ご申請可能です。レシート原本の対象品目に目印(ラインをひく、丸をつける等)をつけてご提出ください。(WEB申請の場合画像加工処理はせず原本に記載すること。)支給額は対象品目のみで計算します。確認時に対象品目外となる場合がありますので、支給上限額より多めの金額分のレシートを提出いただくことをお薦めいたします。

Q

対象品目①育児用品の例に記載がないもの(マタニティウェア、母乳パック、鼻水吸引機等)は対象になりますか？

A

①育児用品は例に記載がなくても、商品名や商品情報を調べた際にベビー用(子ども用)と判断できるものであれば対象となりますので、例の記載有無に限らずご申請ください。ただし、ご購入の場合は市内店舗に限りです。レンタルは市外も対象です。

Q

対象品目②育児支援サービスは記載のもの以外も対象になりますか？

A

対象になりません。②育児支援サービスは記載のものに限りです。(母乳育児支援/産後ケア(骨盤矯正・マッサージ)/ベビーシッター/写真スタジオでの記念撮影)なお、ご利用は市内サービスに限りです。母乳育児支援のみ市外も対象です。

Q

WEB申請にマイナンバーカードは必要ですか？

A

本申請においては不要です。ただし、市が応援金の助成認定に必要な市民税の情報(配偶者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、応援金の請求状況について市から連絡を受けることについて申請時に同意いただくことが必要となります。